

平成22年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 東部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
特養	実地	平成22年11月9日	(社福)賛幸会	特別養護老人ホームはまゆう	第2の2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	介護作業等、腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員については採用時及びその後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に腰痛検査を実施することとなっている。確認したところ、腰痛検査に関してはしていないとのことだったので、実施すること。	年2回の定期健康診断時に腰痛検査を実施する。その結果を、腰痛予防対策の定期健康診断記録としてカルテに残すこととする。 (平成22年12月15日提出)
軽費	実地	平成22年11月18日	(社福)フォイボス	里久の里	—	指摘事項なし	—
軽費	実地	平成22年11月22日	(社福)ふれあい	岩井長者寮	第1の1 入所者処遇の充実	処遇計画については、3ヶ月に1度見直し、進行管理を行うように施設内で決められている、とのことだった。しかし、3ヶ月経過しても見直しが出ていないケースがあったので、遅延のないように見直しを行うこと。また、その見直し期間の検討も含め、適切に処遇の進行管理を行うこと。	処遇計画については、遅延なく3ヶ月に1度見直し、適切に処遇の進行管理を行うこととする。 (平成22年12月17日提出)
軽費	実地	平成22年11月24日	(社福)だんのさと	ケアハウス暖の里(新館)	—	指摘事項なし	—
養護	実地	平成22年11月26日	(社福)鳥取福祉会	鳥取市なごみ苑	—	指摘事項なし	—
軽費	実地	平成22年11月30日	(社福)だんのさと	ケアハウス暖の里	—	指摘事項なし	—
特養	実地	平成22年12月2日	(社福)あすなろ会	わかさ・あすなろ	第1の1 入所者処遇の充実 第2の5 事故発生時の対応	事故発生・身体拘束廃止・褥瘡予防については、利用者の状況に応じて取り組まれている。しかし管理者及び各職種の従業者で構成された委員会等を設けた組織的な取り組みとなっていないので、それぞれ委員会を設け、サービス提供の改善に取り組むこと。	身体拘束廃止、事故発生、褥瘡予防において各委員会を設置し、2ヶ月に1回程度事例検討及び改善に向けての取り組みを行うこととする。 (平成23年3月8日提出)
軽費	実地	平成22年12月9日	(社福)やず	ケアハウスすこやか	—	指摘事項なし	—
軽費	実地	平成22年12月10日	(社福)親誠会	ケアハウスひまわり鳥取	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成22年度	(社福)あすなろ会	ケアハウスあすなろ	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成22年度	(社福)こうほうえん	ケアハウスいなば幸朋苑	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成22年度	(社福)こうほうえん	ケアハウス新しいなば幸朋苑	—	指摘事項なし	—

平成22年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
特養	実地	平成22年11月12日	(社福)立石会	みどり園	第1の1 (2)	身体拘束に関する説明書を作成し、入所者、家族に確認してもらうこと。 [指摘根拠]:「特養」第9条第2項第3号、「身体拘束ゼロ手引き」	「身体拘束に関する説明書」を作成し、入所者又は家族へ説明・同意を得た。
					第1の1 (13)	現金の預り金について、入金の際に入所者又は家族から依頼書を提出してもらうこと。 [指摘根拠]:「特養」第19条第2項、「特養について」第4の7(2)	「預かり金管理規程」を改正し、入金の際に「入金依頼書」を提出してもらっている。
					第2の1 (11)エ	寄付申込書がない事例があったので、適切に管理すること。 [指摘根拠]:「社援施第6号」1(5)	監査日以後29件の寄付申込があり、適切に管理しています。
特養	実地	平成22年10月27日	(社福)赤碕福祉会	百寿苑	第1-1 (2)	身体拘束をしている者について、改善策を検討すること。 [指摘根拠]:「身体拘束ゼロ手引き」	身体拘束を行っていた1名の方について改善策を検討し、その後は身体拘束を行っていない。 また、平成23年1月に入所された入所者1名、ベッドから転落の危険性あり、「緊急やむをえない」ということで、家族の同意を得、現在4点柵で対応している。今後、定期的に検討を行い改善を行う。
					第1-1 (3)	平成21年度は給食の嗜好調査が実施されてなかったため、今後は実施し、その結果等を献立に反映すること。 [指摘根拠]:「特養について」第1の8、第4の5	平成23年2月1日から1週間の期間に栄養士が本人から聞き取る形で嗜好調査を実施する。また、聞き取りが難しい入所者については日頃関わりの多い介護士・看護師から聞き取りを行う。 実施後の結果について、関係者等で検討を行い献立に反映するよう努める(嫌いな物への代替食の提供等) また、今後は年1回嗜好調査を実施し、その結果を献立に反映する。
					第1-1 (7)ア(ウ)	褥そうのハイリスク者に係る予防のためのケアプランが作成されていないものがあったので、作成し実践評価すること。 [指摘根拠]:「特養」第16条第5項、「特養について」第4の4(5)	褥そうのハイリスク者は平成22年12月24日現在、18名居られるが、ハイリスク者全ての方に予防のためのケアプランを作成し実践している。 また、毎月評価を行い、必要に応じてプランの見直しを行い褥そう予防に努めている。
					第1-1 (13)	預り金に係る通帳からの現金引出しについて、依頼書がないものがあったので、適切に処理すること。 [指摘根拠]:「特養」第19条第2項、「特養について」第4の7(2)	「預り金払出依頼書」の不備(1件)については、本人の同意のもと、証憑伝票を作成した。 以後、「預り金払出依頼書」無しでの現金払出が起きることのないよう、通帳管理者、印鑑管理者の職責を明確にし実行している。
					第2-1 (3)	利用料の現金領収分について、現金出納簿を整備すること。 [指摘根拠]:「特養」第9条、「特養について」第1の8	利用料の現金受領分について現金出納簿を整備し、管理を行っている。また、月に1回施設長による確認を行い、管理が適切であるか確認を行っている。
					第2-5 ア	入所者に事故が発生した場合に市町村への連絡がなされていないので、適切に処理すること。 [指摘根拠]:「特養」第31条、「特養について」第4の17	指導監査以降の事故報告について、琴浦町の事故発生時の報告手順に基づき、平成23年2月8日に報告を行った。 以後、報告が必要な事故発生時は速やかに報告するとともに、事故が発生しないように十分に注意、対応していきます。

平成22年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
特養	実地	平成22年10月22日	(社福)みのり福祉会	倉吉スターロイヤル	第1-1(1)ア	施設サービス計画の作成について、入所後約3か月後に作成されたものがあつたので、適正な時期に作成すること。 [指摘根拠:「特養」第14条]	入所日に施設サービス計画の原案を作成し、入所者又はその家族に対し説明し、文書により入所者の同意をいただきます。
					第1-1(7)ア	夜間のみ使用中の複数利用者分の紙おむつ(外カバー)が同一の箱で管理されているので、感染予防のため適切な管理を行うこと。 [指摘根拠:「特養」第26条第2項]	実地監査日より改善。 夜間のみ使用する紙おむつ(外カバー)は汚染なくとも毎朝に回収し専門業者へ返却している(紙おむつは都度処分している)。 次回夜間への再使用はしていない。
					第1-1(13)	通帳での預り金の入金で、書面をもって事前に同意を得ていない事例があつたので、適切に処理すること。 [指摘根拠:「特養について」第4の7(2)]	実地監査日より改善。 入所者の家族へ『預かり金預入書』を記入して頂き同意を得ている。
					第1-1(13)	現金の預り金について、書面の同意を得ていないので、適切に処理すること。 [指摘根拠:「特養について」第4の7(2)]	平成23年2月1日より改善。 入所者の家族へ『預かり金預入書』『預かり金払出書』を記入して頂き同意を得ている。
					第2-1(3)	現金出納簿を整備して、経理規程第28条の手続きを行うこと。 [指摘根拠:「特養について」第1の8(3)]	平成23年1月25日より改善。 これまで現金出納簿はパソコン内で管理してたが、手書きの出納簿(帳簿)を整備した。
					第2-1(11)エ	入所者の利用料を現金で受領し、3か月間金庫に入れたまま入金していない事例があつたので、経理規程第22条に従って7日以内に入金すること。 [指摘根拠:「社援施第6号」前文]	実地監査日より改善。 平成22年12月12日発送にて全入所者に口座振替か銀行振込に移行していただくようお願いの通知を行う。 都度、面会時に直接ご家族様へ口座振替か銀行振込に移行していただくよう依頼。 現金で受領した場合は経理規程第22条に従い利用料受領後、7日以内に入金している。

平成22年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
養護	実地	平成22年11月8日	(社福)鳥取県厚生事業団	母来寮	第1-1 (13)	預り金について、委任状により毎月代行しているインターネットバンキングでの支払事務において、代行後に入所者の確認を得ていないものがあったので、適切に処理すること。 [指摘根拠]:「養護」第18条第3項、「養護について」第5の5(2)	預り金についての定期報告が年4回であるために、入所者の確認を得られていないものがあったため、定期報告を毎月行うこととし、入所者の確認を毎月得ることとした。(インターネットバンキング→月1回)
					第1-1 (13)	入所者等への預り金の報告は、残高だけでなく、収支状況を報告すること。 [指摘根拠]:「養護」第18条第3項、「養護について」第5の5(2)	預り金(預金・現金)報告を収支状況及び残高報告とすることに改めた。
					第1-1 (13)	預り金の払出にあたっては、複数職員の立会のもとに授受し、入所者からの受領印をもらうこと。 [指摘根拠]:「養護」第18条第3項、「養護について」第5の5(2)	預り金(小口現金)の払出については、複数職員の立会のもとに授受するよう改めた。また、入所者からの受領印についても、小口現金収支を報告し、確認印をもらうこととした。
					第2-1 (3)	介護保険料の自己負担分の現金領収分について、現金出納簿を整備すること。 [指摘根拠]:「養護」第9条、「養護について」第1の8	現金管理されている利用者の方については、その方の介護保険料や利用者負担金等の預入については、現金出納簿で管理することとした。またその出納状況の確認についても定期的に行うよう体制も整えた。
					第2-2 (1)イ	介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員の採用時に、腰痛の健康診断を実施すること。 [指摘根拠]:「養護について」第5の7(2)、「腰痛予防」指針4(1)	職員の採用時には健康診断を実施しているため、今後、介護職員に対しては、その健康診断時に腰痛検査も含めて実施することとした。
養護	書面	平成22年度	(社福)敬仁会	シルバー倉吉	なし	-	

平成22年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
軽費	実地	平成22年10月28日	(社福)うわなだ福祉会	ラポム苑	第1-1(1)ウ	入所者の処遇計画(方針)が作成されていないものがあり、作成されていたものも作成時期が入所から数箇月後のものがあつたので、適正な時期に作成すること。 [指摘根拠]:「軽費」第9条第2項	自立して日常生活が行える入所者については作成していなかったが、援助の有無に関わらず全員について作成することとした。 毎年4月と9月及び必要となった都度に処遇方針を検討し、変更について記入することとした。 変更の有無に関わらず、検討をした日の記入の確認を行う。 年度途中入所者については入所日より1ヶ月以内に作成することとした。
					第2-1(11)エ	経理規定第24条に規定される額以上の小口現金を保管している日があるので、適切に処理すること。 [指摘根拠]:「社援施第6号」前文、「定款準則」第20条	毎月1回の業者への支払日には、現金での支払を減らし、小切手・振込などの方法で支払うようにして規定額以上の現金を保管しないようにする。 3月より行う。
					第2-1(11)エ	小口現金及び利用料の現金出納について、経理規定第21条第1項の規定が守られていないので、毎日、残高と帳簿残高を照合して、適切に処理すること。 [指摘根拠]:「社援施第6号」前文、「定款準則」第20条	現金帳簿の記入及び残高と帳簿残高の照合を毎日行っている。
					第2の5ウ	事故発生防止のための指針を整備すること。 [指摘根拠]:「軽費」第33条、「軽費について」第5の16	利用者の事故を防止するための基本事項・対応・留意事項を定めたマニュアルを3月末までに作成する。
軽費	実地	平成22年11月15日	(社福)みのり福祉会	関金インターケアハウス	第1-1(13)	預り金の通帳からの入出金については、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行後はその都度本人に確認を得て、その経過を記録すること。 また、複数職員の立会のもとに授受すること。 [指摘根拠]:「軽費」第19条第2項、「軽費について」第5の6(2)	【改善状況報告再度提出指示中】 ・H23.3.25に改善状況報告の提出があつたが、改善なされていない点があり、4月末までに再度改善報告を提出するよう指示。
					第2-1(3)	利用料の現金領収分について、現金出納簿を整備すること。 [指摘根拠]:「軽費」第9条、「軽費について」第1の8	同上
					第2-1(11)エ	H21年度決算で、業務委託費として支出している入所者の医療費については、支出が認められないので適切に処理すること。 [指摘根拠]:「運営費・局長通知」3、「運営費適用・県通知」	同上
					第2-1(11)エ	H21年度決算で、福利厚生費として支出している職員リハビリ代については、福利厚生に関する規定を整備せずに支出しており、支出が認められないので適切に処理すること。 [指摘根拠]:「運営費・局長通知」3、「運営費適用・県通知」	同上

平成22年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
軽費	実地	平成22年11月15日	(社福)みのり福祉会	関金インターケアハウス	第2-1 (11)エ	H21年度決算で、広報費として支出した寄付金は、広報の実態がなく支出が認められないので適切に処理すること。 [指摘根拠]:「運営費・局長通知」3、「運営費適用・県通知」	同上
					第2-2 (1)ア	最低賃金適用除外許可書(H20.7.1法改正により「最低賃金の減額の特例許可」)の労働者名が現状と異なるので、適切に処理すること。 [指摘根拠]:「最賃法」第7条	同上
					第2の5 ウ	事故発生防止のための指針を整備すること。 [指摘根拠]:「軽費」第33条、「軽費について」第5の16	同上
軽費	実地	平成22年11月10日	(社福)みのり福祉会	倉吉スターガーデン	第1-1 (1)ウ	利用者の処遇方針が作成されていないものがあったので、作成すること。 [指摘根拠]:「軽費」第9条第2項	【改善状況報告再度提出指示中】 ・H23.3.8に改善状況の現地確認をしたが、預り金について、改善されていない点があり、4月末までに再度改善報告を提出するよう指示。
					第1-1 (1)ウ	利用者のケース記録は、その都度記録すること。 [指摘根拠]:「軽費」第9条第2項	同上
					第1-1 (13)	金銭に係る手続きを代行する場合は、代行後はその都度本人に確認を得て、その経過を記録すること。 [指摘根拠]:「軽費」第19条第2項、「軽費について」第5の6(2)	同上
					第1-1 (13)	預り金の払出の際に、複数職員の立会のもとに授受し、入所者から受領印をもらうこと。 [指摘根拠]:「軽費」第19条第2項、「軽費について」第5の6(2)	同上
					第2-1 (3)	利用料の現金領収分について、現金出納簿を整備すること。 [指摘根拠]:「軽費」第9条、「軽費について」第1の8	同上
					第2-2 (1)ア	宿日直勤務許可書に記載された従事回数以上の勤務を行っているため、実態に合わせた許可申請をすること。 [指摘根拠]:「労基法」第41条第3号、「労基法施行規則」第23条	同上

平成22年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
軽費	書面	平成22年度	(社福)敬仁会	ケアハウス ル・サンテリオン		なし	—
軽費	実地	平成22年11月4日	(社福)親誠会	ケアハウスひまわり昭和町	第2-1(10) 第2-3ウ	4階の夫婦部屋を個室2室に改築した変更届を提出すること。併せて所轄消防署へも変更の届出をすること。 [指摘根拠]:「軽費」第10条、「社会福祉法」第63条第1項、「消防法施行規則」第3条第1項	平成23年3月に届出を行います。
					第2-1 (11)エ	経理規程第26条に規定される額以上の小口現金を保管している日があるので、適切に処理すること。 [指摘根拠]:「社援施第6号」前文、「定款準則」第20条	平成22年度中に、経理規程の変更を行います。
軽費	実地	平成22年11月9日	(社福)清和会	ケアハウスうつぶき	第2-5ウ	事故発生防止のための指針を整備すること。 [指摘根拠]:「軽費」第33条、「軽費について」第5の16	「事故発生防止及び事故発生時対応のための指針」「事故発生防止と発生時の対応策(マニュアル)」を新規に整備した。
軽費	書面	平成22年度	(社福)福生会	ケアハウス三喜苑		なし	—
軽費	実地	平成22年10月20日	(社福)立石会	みどり園	第2の1 (3)	利用料の現金領収分について、現金出納簿を整備すること。 [指摘根拠]:「軽費」第9条、「軽費について」第1の8	平成22年11月より利用料の現金領収分について、現金出納帳を整備し、記帳しています。
					第2の5 ウ	事故発生防止のための指針を整備すること。 [指摘根拠]:「軽費」第33条、「軽費について」第5の16	平成22年11月1日付けで事故発生防止のための指針を整備しました。
					第2の5 ウ	事故発生防止のための委員会を設置すること。 [指摘根拠]:「軽費」第33条、「軽費について」第5の16	平成22年11月1日付けで整備した事故発生防止のための指針に基づき事故防止検討委員会を設置しました。
軽費	書面	平成22年度	(社福)立石会	第2ケアハウスみどり園		なし	—

平成22年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 西部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
特養	実地	平成22年10月6日	(福) ソウェルよどえ	(特養) いずみの苑	—	無	—
特養	実地	平成22年10月22日	(福) こうほうえん	(特養) よなご幸朋苑	—	無	—
特養	実地	平成22年10月25日	(福) 日翔会	(特養) あいご	—	無	—
養護	実地	平成22年9月16日	(福) 鳥取県厚生事業団	(養護) 皆生尚寿苑	—	無	—
軽費	実地	平成22年9月6日	(福) 真誠会	(ケア) リバーサイド	—	無	—
軽費	実地	平成22年9月21日	(福) こうほうえん	(ケア) なんぶ幸朋苑	—	無	—
軽費	書面	平成22年度	(福) 宏平会	(軽費) 福原荘	—	無	—
軽費	書面	平成22年度	(福) 大徳会	(軽費) 玉真園	—	無	—
軽費	書面	平成22年度	(福) こうほうえん	(ケア) よなご幸朋苑	—	無	—
軽費	書面	平成22年度	(福) こうほうえん	(ケア) さかい幸朋苑	—	無	—
軽費	書面	平成22年度	(福) 和貴	(ケア) かずき	—	無	—
軽費	書面	平成22年度	(福) 敬仁会	(ケア) ル・ソラリオン名和	—	無	—
軽費	書面	平成22年度	(福) ソウェルよどえ	(ケア) いずみの苑	—	無	—
軽費	書面	平成22年度	(福) 宏平会	(ケア) 大山のふもと	—	無	—